

接続料規則等の一部改正について

(諮問第3081号)

<目 次>

1	報告書	1
2	答申書（案）	3
3	改正概要	4
4	新旧対照表	7

- ・ 接続料規則の一部改正案
- ・ 接続料規則の一部を改正する省令の一部改正案
- ・ 第一種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正案
- ・ 平成13年総務省告示第243号の一部改正案

平成28年3月25日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会  
部会長 辻 正 次 殿

接 続 委 員 会  
主 査 相 田 仁

## 報 告 書

平成28年1月26日付け諮問第3081号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

### 記

- 1 本件、接続料規則等の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりである。

## 接続料規則の一部を改正する省令案等に対する意見及びその考え方

意見	再意見	考え方	意見を踏まえた案の修正の有無
意見1 アンバンドル機能が利用されていないのであれば、当該機能を削除する等の関係規定の整備は適切。	再意見1	考え方1	
<p>○ 利用されていないのであれば改正案中で示されている削除する等の関係規定の整備は適切であると思われた。</p> <p>(しかし PHS に関してはどうにかならなかったものなのであろうか。これが NTT の手から離れるのは痛手であると考え。PHS 端末の多くが無線機能を有する事や、発生電磁波の少なさから医療関係で多く用いられる事も含め、これは NTT が有しておくべき回線であったと考える。正直な意見を言うと、PHS が NTT 以外に渡ったのは国の不手際であると考え。)</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ NTT が PHS 関連及び手動接続関連の設備を無くすというのであればそうなるのであろうと思われる内容である。</p> <p>(当方としては PHS 関連は NTT が持っていて欲しかったが、これは個人が言ってもどうしようもなく、NTT がもう停止を行ってしまった事である。)</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ 関係規定の整備について、賛同の御意見として承る。</p>	なし

平成28年3月31日

総務大臣  
山本早苗 殿

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 多賀谷 一照

答 申 書 (案)

平成28年1月26日付け諮問第3081号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、接続料規則等の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

# 接続料規則等の一部改正について

## I 改正の背景

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）では、他の事業者の事業展開上不可欠な設備（加入者回線等）を「第一種指定電気通信設備」として総務大臣が指定し、当該設備との接続に関する接続料及び接続条件の公平性・透明性や、接続の迅速性を確保するため、接続約款を総務大臣の認可制にする等の規律を課している。

接続約款の認可の要件として、「機能」ごとの接続料、標準的な接続箇所における技術的条件等が適正・明確に定められていることを同法で規定しており、その「機能」は、接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）において規定（アンバンドル機能。現在は 40 機能）されている。

アンバンドル機能のうち、①手動交換機能、②基地局設備用端末回線伝送機能、③呼関連データベース機能については、

- ・ NTT東西、接続事業者とも、既にこれらの機能を利用したサービスの提供を終了し、サービス利用者がいないこと
- ・ NTT東西が、直近まで利用していた接続事業者に確認したところ、今後もこれらの機能を利用する予定がないこと

から、

- ・ 各機能を削除
- ・ 各機能を提供するための設備は、現状、他の接続事業者の設備と接続することが、利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできないものとはいえないため、第一種指定電気通信設備から除外

することが適当と考えるため、以下の関係省令等の改正を行うものである。

<改正する省令等>

- ・ 第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成 9 年郵政省令第 91 号）
- ・ 接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）
- ・ 接続料規則の一部を改正する省令（平成 17 年総務省令第 14 号）
- ・ 平成 13 年総務省告示第 243 号（電気通信事業法第 33 条第 1 項の規定に基づく指定に関する件）

## Ⅱ 改正の概要

### 1 手動交換に係る設備、機能について

#### (1) 指定設備からの除外

(平成 13 年総務省告示第 243 号第 9 項)

手動交換に係る設備を指定設備から除外するもの。

#### (2) アンバンドル機能の削除

(接続料規則第 4 条の表 2 の項、4 の項、5 の項、7 の項及び 11 の項並びに別表第 1 の 1)

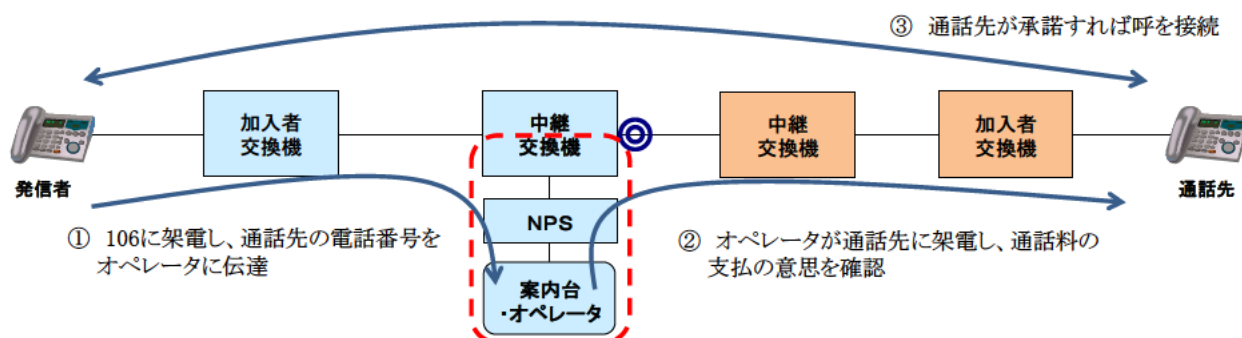
手動交換機能の廃止及びこれに伴う他の機能における手動交換に関する規定を削除するもの。

#### (3) 接続会計財務諸表からの削除

(第一種指定電気通信設備接続会計規則別表第 1 及び別表第 2)

手動交換に係る項を勘定科目表、固定資産帰属明細表及び設備区分別費用明細表から削除するもの。

〈手動交換機能のイメージ〉(手動コレクトサービスの場合)



### 2 基地局設備用端末回線伝送に係る設備、機能について

#### (1) 指定設備からの除外

(平成 13 年総務省告示第 243 号第 7 項)

基地局設備用端末回線伝送に係る設備を指定設備から除外するもの。

#### (2) アンバンドル機能の削除

(接続料規則第 4 条の表 1 の項、第 5 条、別表第 2 の 1、別表第 2 の 2、別表第 6、別表第 7 及び別表第 8 並びに接続料規則の一部を改正する省令第 11 項から第 14 項まで)  
基地局設備用端末回線伝送機能に関する規定を削除するもの。

### 3 呼関連データベースに係る設備、機能について

#### (1) 指定設備からの除外

(平成 13 年総務省告示第 243 号第 6 項及び第 7 項)

呼関連データベースに係る設備を指定設備から除外するもの。

(2) アンバンドル機能の削除

(接続料規則第4条の表9の項)

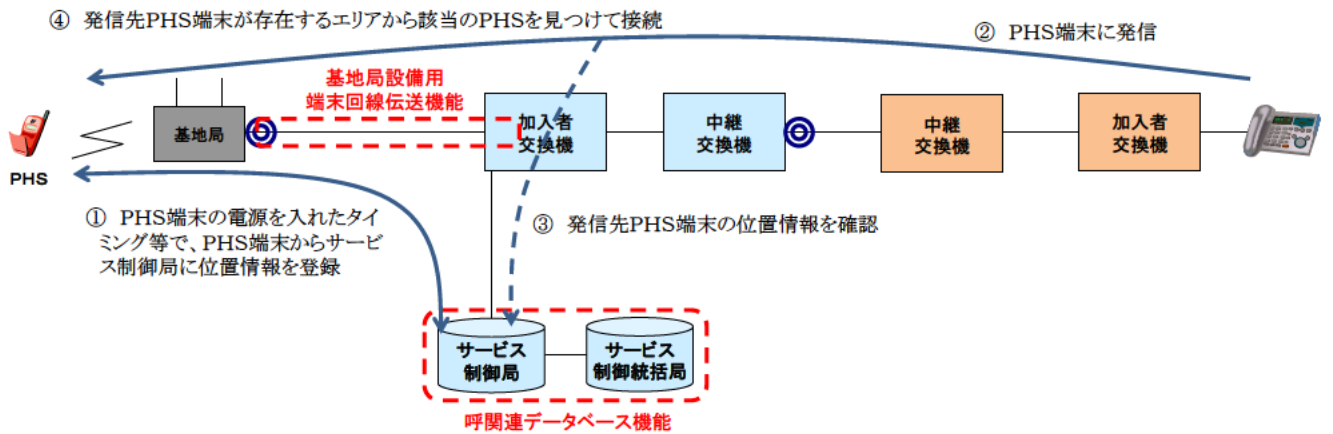
呼関連データベース機能に関する規定を削除するもの。

(3) 接続会計財務諸表からの削除

(第一種指定電気通信設備接続会計規則別表第1及び別表第2)

呼関連データベースに係る項を勘定科目表、固定資産帰属明細表及び設備区分別費用明細表から削除するもの。

〈基地局設備用端末回線伝送機能、呼関連データベース機能のイメージ〉



Ⅲ 施行日

公布の日から施行

○接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部改正案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
（機能）			
<p>第四条 法第三十三条第四項第一号ロの総務省令で定める機能は、次の表の上欄及び中欄のとおりとし、それぞれの機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。</p>	<p>第四条 法第三十三条第四項第一号ロの総務省令で定める機能は、次の表の上欄及び中欄のとおりとし、それぞれの機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。</p>	機能の区分	機能の区分
<p>一 端末 回線伝送機能</p>	<p>一 端末 回線伝送機能</p>	<p>一般帯域 透過端末 回線伝送機能</p>	<p>一般帯域 透過端末 回線伝送機能</p>
<p>内容</p>	<p>内容</p>	<p>第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。）により通信を伝送する機能（分割した帯域の一部のみを利用して伝送するもの及び特別帯域透過端末回線伝送機能を除く。）</p>	<p>第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。）により通信を伝送する機能（分割した帯域の一部のみを利用して伝送するもの、<b>基地局設備（端末設備との間の伝送において</b></p>
<p>対象設備</p>	<p>対象設備</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>



	特別帯域 透過端末 回線伝送 機能	
	第一種指定端末系伝 送路設備（アナログ 信号伝送用の電話回 線と同等のものであ って、当該設備の一 部に光信号伝送用の 回線を設置していな いものに限る。）によ り通信を伝送する機 能（分割した帯域の 一部のみを利用して 伝送するもの及び基 線点近傍の電柱等か ら第一種指定市内交 換局までの間を伝送 するものを除く。）	
		（略）
	特別帯域 透過端末 回線伝送 機能	
	第一種指定端末系伝 送路設備（アナログ 信号伝送用の電話回 線と同等のものであ って、当該設備の一 部に光信号伝送用の 回線を設置していな いものに限る。）によ り通信を伝送する機 能（分割した帯域の 一部のみを利用して 伝送するもの、 <b>基地 局設備との間を伝送 するもの</b> 及び基線点 近傍の電柱等から第 一種指定市内交換局 までの間を伝送する ものを除く。）	電波を使用するもの をいう。以下この項 において同じ。）との 間を伝送するもの及 び特別帯域透過端末 回線伝送機能を除 く。）
		（略）

帯域分割 端末回線 伝送機能	(略)	光信号端 末回線伝 送機能	(略)
総合デジ タル通信 端末回線 伝送機能	(略)	その他端 末回線伝 送機能	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

帯域分割 端末回線 伝送機能	(略)	光信号端 末回線伝 送機能	(略)
第一種指定端末系伝 送路設備（アナログ 信号伝送用の電話回 線と同等のものに限 る。）により通信を伝 送する機能（基地局 設備との間を伝送す るものに限る。）	(略)	総合デジ タル通信 端末回線 伝送機能	(略)
第一種指定端末系伝 送路設備（アナログ信号 伝送用の電話回線と同 等のもの及び交換機に 回線を終端するための 装置により構成される ものに限る。）（加入者 側終端装置及び第一種 指定端末系交換等設備 との間等に設置される 伝送装置等を除く。）	(略)	その他端 末回線伝 送機能	(略)

						二 端 末 系 交 換 機 能
加入者交換機能	加入者交換機能	加入者交換機能	加入者交換機能	加入者交換機能	加入者交換機能	加入者交換機能
第一種指定加入者交換機により通信の交換を行う機能(一)の加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能を除く。	第一種指定加入者交換機(第一種指定端末系伝送路設備、第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間に設置される伝送装置等を含む。)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
						二 端 末 系 交 換 機 能
加入者交換機能	加入者交換機能	加入者交換機能	加入者交換機能	加入者交換機能	加入者交換機能	加入者交換機能
第一種指定加入者交換機により通信の交換を行う機能(手動によるもの並びに本項)の加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能を除く。	第一種指定加入者交換機(第一種指定端末系伝送路設備、第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間に設置される伝送装置等を含む。ただし、手動によるものを除く。)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

五 中継 系交換 機能	中継交換 機能	第一種指定中継交換機により通信の交換を行う機能(この項の中継交換機専用ト	第一種指定中継交換機(第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれ	(略)	四 市内伝送機能	第一種指定加入者交換機間の通信を伝送する機能	ポート機
							第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備(第一種指定中継系伝送路設備の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。)
五 中継 系交換 機能	中継交換 機能	第一種指定中継交換機により通信の交換を行う機能(手動によるもの並びに本項	第一種指定中継交換機(第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれ	(略)	四 市内伝送機能	第一種指定加入者交換機間の通信を伝送する機能	ポート機
							第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備(第一種指定中継系伝送路設備の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。)

七 能	七 通信路設定伝送機能	(略)	中継交換機専用ポート機能	(略)	リンクポート機能及び中継交換機共用ポート機能を除く。	の間に設置される伝送装置等を含む。
			中継交換機共用ポート機能	(略)	リンクポート機能を除く。	
通信路の設定の機能を有する電気通信設備（交換設備を除く。）及び伝送路設備により通信路の設定並びに伝送を行う機能（第一種指定市内交換局に設置される交換等設備と事業者が第一種指定市内交		通信路の設定の機能を有する電気通信設備（交換設備を除く。）及び当該交換等設備に係る伝送路設備				

七 能	七 通信路設定伝送機能	(略)	中継交換機専用ポート機能	(略)	の中継交換機専用ポート機能及び中継交換機共用ポート機能を除く。	の間に設置される伝送装置等を含む。ただし、 <b>手動によるものを除く。</b>
			中継交換機共用ポート機能	(略)	の中継交換機専用ポート機能を除く。	
通信路の設定の機能を有する電気通信設備（交換設備を除く。）及び伝送路設備により通信路の設定並びに伝送を行う機能（ <b>手動によるもの</b> 及び第一種指定市内交換局に設置される交換等設備と事業者		通信路の設定の機能を有する電気通信設備（交換設備を除く。）及び当該交換等設備に係る伝送路設備				

(略)		換局以外の建物に設置するルータとの間の通信を行うものを除く。
九 削除		
(略)		
十一 削除		
(略)		
備考		
一～三(略)		
(法第三十三條第五項の機能)		
第五條 法第三十三條第五項の総務省令で定める機能(以下「法第三十三條第五項の機能」という。)は、前條の表二の項(加入者交換機能のうち同表備		

(略)		が第一種指定市内交換局以外の建物に設置するルータとの間の通信を行うものを除く。
九 呼関連データベース機能	呼関連データベースへの接続により番号変換又は認証等を行う機能	呼関連データベース
(略)		
十一 手動交換機能	手動により通信の交換等を行う機能	第一種指定端末系交換等設備(手動によるものに限る。)及び第一種指定中継系交換等設備(手動によるものに限る。)
(略)		
備考		
一～三(略)		
(法第三十三條第五項の機能)		
第五條 法第三十三條第五項の総務省令で定める機能(以下「法第三十三條第五項の機能」という。)は、前條の表一の項(基地局設備用端末回線伝送機		

考二のイの機能、信号制御交換機能、優先接続機能及び番号ポータビリティ機能を除く。）、四の項、五の項、六の項（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能を除く。）及び八の項の機能とする。

能に限る。）、二の項（加入者交換機能のうち同表備考二のイの機能、信号制御交換機能、優先接続機能及び番号ポータビリティ機能を除く。）、四の項、五の項、六の項（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能を除く。）及び八の項の機能とする。

改正案

現行

別表第1の1 (第6条関係) 対象設備に係る設備区分		別表第1の1 (第6条関係) 対象設備に係る設備区分	
対象設備	設備区分	対象設備	設備区分
第一種指定加入者交換機 (第一種指定端末系伝送路設備、第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間)に設置される伝送装置等を含む。)	(略)	第一種指定加入者交換機 (第一種指定端末系伝送路設備、第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間)に設置される伝送装置等を含む。 <u>ただし、手動によるものを除く。</u> )	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
第一種指定中継交換機 (第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間)に設置される伝送装置等を含む。)	(略)	第一種指定中継交換機 (第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間)に設置される伝送装置等を含む。 <u>ただし、手動によるものを除く。</u> )	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)



改正案

現行

設備区分	算定方法
加入者交換機	<p>1 交換機の設置基準</p> <p>(1) 局ごとに、アナログ電話・総合デジタル通信サービスの局別総収容回線数(以下「局別収容回線数」という。)から当該局のき線点遠隔収容装置収容回線数を除いた回線数が1万2千回線を超える局には加入者交換機を設置する。それ以外の局には局設置遠隔収容装置又は局設置簡易遠隔収容装置を設置する。</p> <p>(2) 単位料金区域内に1局も加入者交換機が設置されず、かつ、単位料金区域内の局別収容回線数の合計が1万2千回線を超える場合には、単位料金区域内の1局の局設置遠隔収容装置又は局設置簡易遠隔収容装置を加入者交換機に置き換える。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 設備量の算定</p> <p>加入者交換機設置局ごとに、次の各方法により求めた加入者交換機のユニット数のうち最大のものを当該局の加入者交換機ユニット数とする。</p> <p>なお、2以上の加入者交換機を設置することと指定された加入者交換機設置局にあつて</p>

設備区分	算定方法
加入者交換機	<p>1 交換機の設置基準</p> <p>(1) 局ごとに、アナログ電話・総合デジタル通信サービス・<b>PHS</b>の局別総収容回線数(以下「局別収容回線数」という。)から当該局のき線点遠隔収容装置収容回線数を除いた回線数が1万2千回線を超える局には加入者交換機を設置する。それ以外の局には局設置遠隔収容装置又は局設置簡易遠隔収容装置を設置する。</p> <p>(2) 単位料金区域内に1局も加入者交換機が設置されず、かつ、単位料金区域内の局別収容回線数の合計が1万2千回線を超える場合には、単位料金区域内の1局の局設置遠隔収容装置又は局設置簡易遠隔収容装置を加入者交換機に置き換える。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 設備量の算定</p> <p>加入者交換機設置局ごとに、次の各方法により求めた加入者交換機のユニット数のうち最大のものを当該局の加入者交換機ユニット数とする。</p> <p>なお、2以上の加入者交換機を設置することと指定された加入者交換機設置局にあつて</p>

別表第2の1 (第6条関係) 正味固定資産価額算定方法

$$\text{定額法正味固定資産価額} = \sum_{n=1}^{\sim \text{経済的耐用年数}} (\text{定額法正味固定資産価額}(n)) \div \text{経済的耐用年数}$$

$$\text{定額法正味固定資産価額}(n) = (\text{期首定額法正味固定資産価額}(n))$$

$$+ \text{期末定額法正味固定資産価額}(n) \div 2$$

$$\text{期首定額法正味固定資産価額}(n) = \text{MAX} \{ \text{投資額} - (\text{投資額} - \text{最低残存価額}) \div \text{法定耐用年数} \}$$

$$\times (n-1)、\text{最低残存価額}$$

$$\text{期末定額法正味固定資産価額}(n) = \text{MAX} \{ \text{投資額} - (\text{投資額} - \text{最低残存価額}) \div \text{法定耐用年数} \}$$

$$\times n、\text{最低残存価額}$$

$$\text{定率法正味固定資産価額} = \sum_{n=1}^{\sim \text{経済的耐用年数}} (\text{定率法正味固定資産価額}(n)) \div \text{経済的耐用年数}$$

$$\text{定率法正味固定資産価額}(n) = (\text{期首定率法正味固定資産価額}(n))$$

$$+ \text{期末定率法正味固定資産価額}(n) \div 2$$

$$\text{期首定率法正味固定資産価額}(n) = \text{MAX} \{ \text{投資額} \times (1 - \text{償却率})^{n-1}、\text{投資額} \times \text{最低残存率} \}$$

$$\text{期末定率法正味固定資産価額}(n) = \text{MAX} \{ \text{投資額} \times (1 - \text{償却率})^n、\text{投資額} \times \text{最低残存率} \}$$

$$\text{償却率} = 1 - (\text{残存率})^{1 \div \text{法定耐用年数}}$$

$$\text{残存率} = 0.1 \text{ とする。}$$

なお、投資額は、次の各設備区分ごとに定める算定方法により算出する。

なお、投資額は、次の各設備区分ごとに定める算定方法により算出する。

	<p>は、以下の(1)から(4)の方法により求めた加入者交換機のユニット数のうち最大のもが1であるときは、これを2とみなす。</p> <p>(1) アナログ電話・総合デジタル通信サービス別の発着信呼量に各役務の収容回線数を乗じたものを個別の最繁忙呼量とし、その最繁忙呼量の合計を当該局の最繁忙呼量とし、最繁忙呼量を加入者交換機の最大処理最繁忙呼量で除したも (1に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>(2) アナログ電話・総合デジタル通信サービス別の最繁忙呼量を各役務の平均保留時間及び呼完了率で除したものを個別の最繁忙時総呼数とし、その最繁忙時総呼数の合計を当該局の最繁忙時総呼数とし、最繁忙時総呼数を加入者交換機の最大処理最繁忙時総呼数で除したも (1に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>4 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の規定に基づき局ごとに算定したユニット数等を用いて局ごと加入者交換機投資額を求め、全ての局の局ごと加入者交換機投資額を合算し、加入者交換機投資額を算定する。</p> <p>局ごと加入者交換機投資額</p> <p>＝加入者交換機ユニット数</p> <p>×加入者交換機ユニット当たり単価</p> <p>＋回線共通投資額</p> <p>＋加入者交換機直収電話端子数</p> <p>×加入者交換機直収アナログ電話回線単価</p> <p>＋ <b>加入者交換機直収総合デジタル通信端子数</b></p> <p>×加入者交換機直収総合デジタル通信回線単価</p> <p>＋最繁忙時総呼数×最繁忙時総呼数単価</p> <p>＋最繁忙呼量投資額</p> <p>＋対向局設置遠隔収容装置ユニット数</p> <p>×局設置遠隔収容装置対向基本部単価</p> <p>＋局設置遠隔収容装置対向1.5Mpps数</p> <p>×局設置遠隔収容装置対向1.5Mpps単価</p> <p>＋加入者交換機中継52Mpps数</p> <p>×加入者交換機中継52Mpps単価</p>		<p>は、以下の(1)から(4)の方法により求めた加入者交換機のユニット数のうち最大のもが1であるときは、これを2とみなす。</p> <p>(1) アナログ電話・総合デジタル通信サービス・<b>PHS</b>別の発着信呼量に各役務の収容回線数を乗じたものを個別の最繁忙呼量とし、その最繁忙呼量の合計を当該局の最繁忙呼量とし、最繁忙呼量を加入者交換機の最大処理最繁忙呼量で除したも (1に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>(2) アナログ電話・総合デジタル通信サービス・<b>PHS</b>別の最繁忙呼量を各役務の平均保留時間及び呼完了率で除したものを個別の最繁忙時総呼数とし、その最繁忙時総呼数の合計を当該局の最繁忙時総呼数とし、最繁忙時総呼数を加入者交換機の最大処理最繁忙時総呼数で除したも (1に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>4 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の規定に基づき局ごとに算定したユニット数等を用いて局ごと加入者交換機投資額を求め、全ての局の局ごと加入者交換機投資額を合算し、加入者交換機投資額を算定する。</p> <p>局ごと加入者交換機投資額</p> <p>＝加入者交換機ユニット数</p> <p>×加入者交換機ユニット当たり単価</p> <p>＋回線共通投資額</p> <p>＋加入者交換機直収電話端子数</p> <p>×加入者交換機直収アナログ電話回線単価</p> <p>＋ <b>加入者交換機直収総合デジタル通信端子数</b></p> <p>＋ <b>PHS端子数</b></p> <p>×加入者交換機直収総合デジタル通信回線単価</p> <p>＋最繁忙時総呼数×最繁忙時総呼数単価</p> <p>＋最繁忙呼量投資額</p> <p>＋対向局設置遠隔収容装置ユニット数</p> <p>×局設置遠隔収容装置対向基本部単価</p> <p>＋局設置遠隔収容装置対向1.5Mpps数</p> <p>×局設置遠隔収容装置対向1.5Mpps単価</p> <p>＋加入者交換機中継52Mpps数</p> <p>×加入者交換機中継52Mpps単価</p>
局設置遠隔収容装置	1・2 (略)	局設置遠隔収容装置	1・2 (略)
3 投資額の算定	3 投資額の算定	3 投資額の算定	3 投資額の算定

	<p>次の算定式により、前項の算定に用いた収容回線数に基づき局ごと局設置遠隔収容装置投資額を求め、全ての局の局ごと局設置遠隔収容装置投資額を合算し、局設置遠隔収容装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと局設置遠隔収容装置投資額</p> <p>＝局設置遠隔収容装置ユニット投資額</p> <p>＋局設置遠隔収容装置収容アナログ電話端子数</p> <p>×局設置遠隔収容装置アナログ電話端子単価</p> <p>＋<u>局設置遠隔収容装置総合デジタル通信端子数</u></p> <p>×局設置遠隔収容装置総合デジタル通信回線単価</p> <p>＋回線収容部投資額</p> <p>＋中継インタフェース部投資額</p>	
(略)	(略)	(略)
伝送装置	<p>1 局設置遠隔収容装置～加入者交換機間に設置する伝送装置の設備量の算定</p> <p>(1) 局設置遠隔収容装置設置局ごとに、次の手順で伝送装置の台数を算定する。</p> <p>ア 局設置遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に直接収容されるアナログ回線で収容される回線数を、局設置遠隔収容装置集線率、伝送装置収容率及びチャネル切上単位(1.5M)で除して、多重変換装置1.5Mパス数を算定する(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>イ 局設置遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に直接収容される総合デジタル通信サービスイス回線数を、局設置遠隔収容装置集線率、伝送装置収容率及び総合デジタル通信サービスイス6Mパス収容回線数で除して、多重変換装置6Mパス数を算定する(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>この場合において、総合デジタル通信サービスイス回線数は、第一種総合デジタル通信サービスイス回線数及び第二種総合デジタル通信サービスイス回線数に第二種総合デジタル通信サービスイス換算係数を乗じたものの合計の回線数とする。</p> <p>ウ～ク (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>次の算定式により、前項の算定に用いた収容回線数に基づき局ごと局設置遠隔収容装置投資額を求め、全ての局の局ごと局設置遠隔収容装置投資額を合算し、局設置遠隔収容装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと局設置遠隔収容装置投資額</p> <p>＝局設置遠隔収容装置ユニット投資額</p> <p>＋局設置遠隔収容装置収容アナログ電話端子数</p> <p>×局設置遠隔収容装置アナログ電話端子単価</p> <p>＋<u>(局設置遠隔収容装置収容総合デジタル通信端子数＋PHS端子数)</u></p> <p>×局設置遠隔収容装置総合デジタル通信回線単価</p> <p>＋回線収容部投資額</p> <p>＋中継インタフェース部投資額</p>
(略)	(略)	(略)
総合デジタル通信局内回線終端装置	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) き線点遠隔収容装置ごとに、当該装置が収容する第一種総合デジタル通信回線の数を当該装置の総合デジタル通信局内回線終端装置数とする。</p> <p>(2) 局設置簡易遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に設置されている局設置簡易遠隔収容</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) き線点遠隔収容装置ごとに、当該装置が収容する第一種総合デジタル通信回線の数を当該装置の総合デジタル通信局内回線終端装置数とする。</p> <p>(2) 局設置簡易遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に設置されている局設置簡易遠隔収容</p>
(略)	(略)	(略)

	<p>装置が収容する第一種総合デジタル通信回線の数を当該局の総合デジタル通信局内回線終端装置数とする。</p> <p>(3) 局設置遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に設置されている局設置遠隔収容装置が収容する第一種総合デジタル通信 <b>回線の数</b> を当該局の総合デジタル通信局内回線終端装置数とする。</p> <p>(4) 加入者交換機設置局ごとに、当該局に設置されている加入者交換機が収容する第一種総合デジタル通信 <b>回線の数</b> を当該局の総合デジタル通信局内回線終端装置数とする。</p> <p>2 (略)</p>		<p>装置が収容する第一種総合デジタル通信回線の数を当該局の総合デジタル通信局内回線終端装置数とする。</p> <p>(3) 局設置遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に設置されている局設置遠隔収容装置が収容する第一種総合デジタル通信 <b>回線及びPHS回線の数の総和</b> を当該局の総合デジタル通信局内回線終端装置数とする。</p> <p>(4) 加入者交換機設置局ごとに、当該局に設置されている加入者交換機が収容する第一種総合デジタル通信 <b>回線及びPHS回線の数の総和</b> を当該局の総合デジタル通信局内回線終端装置数とする。</p> <p>2 (略)</p>
(略)	(略)	(略)	(略)

改正案

現行

別表第2の2 (第6条関係) 正味固定資産価額算定に用いる数値

項目	数値	単位
(略)	(略)	(略)
時間帯パラメータ (総合デジタル通信サービス)	1	—
(略)	(略)	(略)
呼完了率 (総合デジタル通信サービス)	0.7	—
(略)	(略)	(略)

別表第2の2 (第6条関係) 正味固定資産価額算定に用いる数値

項目	数値	単位
(略)	(略)	(略)
時間帯パラメータ (総合デジタル通信サービス)	1	—
<u>時間帯パラメータ (PHS)</u>	1	—
(略)	(略)	(略)
呼完了率 (総合デジタル通信網サービス)	0.7	—
<u>呼完了率 (PHS)</u>	0.7	—
(略)	(略)	(略)

改正案

現行

別表第6 (第19条関係)  
様式第1  
第1表

別表第6 (第19条関係)  
様式第1  
第1表

通信量記録 都道府県別通信量									
		年度分							
都道府県	同一単 位区 域内 料金 回数	同一 区内 料金 回数	加入 者交 換通 信回 数	中継 交換 機回 数(加 入者 を 経 由 す る も の)	中継 交換 機回 数(加 入者 を 経 由 し な い も の)	同一 単 位区 域時 間	同一 中 内 区 域 料 金 通 信 時 間		
	加入 者交 換通 信時 間	中継 交換 機回 数(加 入者 を 経 由 す る も の)	中継 交換 機回 数(加 入者 を 経 由 し な い も の)						

通信量記録 都道府県別通信量									
		年度分							
都道府県	同一単 位区 域内 料金 回数	同一 区内 料金 回数	加入 者交 換通 信回 数	中継 交換 機回 数(加 入者 を 経 由 す る も の)	中継 交換 機回 数(加 入者 を 経 由 し な い も の)	同一 単 位区 域時 間	同一 中 内 区 域 料 金 通 信 時 間		
	加入 者交 換通 信時 間	中継 交換 機回 数(加 入者 を 経 由 す る も の)	中継 交換 機回 数(加 入者 を 経 由 し な い も の)						

注1 音声伝送役務(加入電話、公衆電話、総合デジタル通信サービス及びその他の役務(網使用料及び業務委託))について記録すること。  
注2 各欄には、通信回数は1,000回、通信時間は1,000時間を単位として記録すること。  
注3 同一単位料金区域内通信回数の欄には発信回数を、同一単位料金区域内通信時間の欄には発信時間を記録することとし、その他の欄には発着信回数又は発着信時間を記録すること。

注1 音声伝送役務(加入電話、公衆電話及び総合デジタル通信サービス及びその他の役務(網使用料及び業務委託))について記録すること。  
注2 各欄には、通信回数は1,000回、通信時間は1,000時間を単位として記録すること。  
注3 同一単位料金区域内通信回数の欄には発信回数を、同一単位料金区域内通信時間の欄には発信時間を記録することとし、その他の欄には発着信回数又は発着信時間を記録すること。

第2表

通信量記録 単位料金区域別通信量等									
									年度分
単位料金区域	同一単位料金区域内回数	同一区域内回数	加入者交換機回数	交換機回数(加入者を経由するもの)	中継交換機回数(加入者を経由しないもの)	同一料金区域内回数	同一料金区域時間		
	加入者交換機接続通信時間	中継交換機接続通信時間(加入者を経由するもの)	電話呼率		総合デジタル通信サービス呼率	ユニバース折返し比率			

注1 音声伝送役務(加入電話、公衆電話、総合デジタル通信サービス及びその他の役務(網使用料及び業務委託))について記録すること。

注2 各欄には、通信回数は1,000回、通信時間は1,000時間を単位として記録すること。

注3 同一単位料金区域内通信回数の欄には発信回数を、同一単位料金区域内通信時間の欄には発信時間を記録することとし、その他の欄には発着信回数又は発着信時間を記録すること。

第3表

通信量記録		
項目名	数値	単位
平均保留時間(アナログ電話)		秒
平均保留時間(総合デジタル通信サービス)		秒
1呼当たり信号数(アナログ電話)		信号/呼
1呼当たり信号数(総合デジタル通信サービス)		信号/呼

第4表 (略)

第2表

通信量記録 単位料金区域別通信量等									
									年度分
単位料金区域	同一単位料金区域内回数	同一区域内回数	加入者交換機回数	交換機回数(加入者を経由するもの)	中継交換機回数(加入者を経由しないもの)	同一料金区域内回数	同一料金区域時間		
	加入者交換機接続通信時間	中継交換機接続通信時間(加入者を経由するもの)	電話呼率		総合デジタル通信サービス呼率	<u>PHS呼率</u>			

注1 音声伝送役務(加入電話、公衆電話、総合デジタル通信サービス及びその他の役務(網使用料及び業務委託))について記録すること。

注2 各欄には、通信回数は1,000回、通信時間は1,000時間を単位として記録すること。

注3 同一単位料金区域内通信回数の欄には発信回数を、同一単位料金区域内通信時間の欄には発信時間を記録することとし、その他の欄には発着信回数又は発着信時間を記録すること。

第3表

通信量記録		
項目名	数値	単位
平均保留時間(アナログ電話)		秒
平均保留時間(総合デジタル通信サービス)		秒
<u>平均保留時間(PHS)</u>		秒
1呼当たり信号数(アナログ電話)		信号/呼
1呼当たり信号数(総合デジタル通信サービス)		信号/呼
<u>1呼当たり信号数(PHS)</u>		信号/呼

第4表 (略)

様式第2  
第1表・第2表 (略)

回線数記録 局別回線数				
		年度未現在		
都道府県	単位料金区域	局	ADSL地域 I P 回線数	光地域 I P 回線数

注 ADSL地域 I P 回線数の欄には、第一種指定中継系伝送路設備に接続する非対称デジタル加入者線の回線数を記録することとし、光地域 I P 回線数の欄には、第一種指定中継系伝送路設備に接続する光回線の回線数を記録すること。

第4表～第6表 (略)

別表第7 (第19条関係) 法第33条第12項の総務省令で定める事項

1呼当たり信号数 総信号数 リルーテーション指示に係る網保留時間 リダイヤレクシヨン網使用機能 (網内型) 接続処理時間 リダイヤレクシヨン網使用機能 (中継交換機接続型) 接続処理時間 リダイヤレクシヨン網使用機能 (加入者交換機接続型) 接続処理時間
--

別表第8 (第19条関係) 法第33条第12項の総務省令で定める事項の記録

機能の利用回数等		
項目名	数値	単位
1呼当たり信号数 総信号数 リルーテーション指示に係る網保留時間 リダイヤレクシヨン網使用機能 (網内型) 接続処理時間		信号/通信 億信号/年 秒/通信 秒/通信

様式第2  
第1表・第2表 (略)

回線数記録 局別回線数				
		年度未現在		
都道府県	単位料金区域	局	ADSL地域 I P 回線数	光地域 I P 回 線数

注 基地局回線数の欄には、基地局設備用電話端末回線伝送機能を提供するために設置している回線につき記録することとし、ADSL地域 I P 回線数の欄には、第一種指定中継系伝送路設備に接続する非対称デジタル加入者線の回線数を記録することとし、光地域 I P 回線数には、第一種指定中継系伝送路設備に接続する光回線の回線数を記録すること。

第4表～第6表 (略)

別表第7 (第19条関係) 法第33条第12項の総務省令で定める事項

1呼当たり信号数 総信号数 リルーテーション指示に係る網保留時間 <u>課金秒数送出機能信号数</u> リダイヤレクシヨン網使用機能 (網内型) 接続処理時間 リダイヤレクシヨン網使用機能 (中継交換機接続型) 接続処理時間 リダイヤレクシヨン網使用機能 (加入者交換機接続型) 接続処理時間 <u>PHS端末発信信号数</u> <u>PHS端末発信平均保留時間</u> <u>PHS端末発信月当たり平均利用回数</u> <u>PHS接続固定電話発信信号数</u> <u>PHS接続固定電話発信平均保留時間</u> <u>PHS接続固定電話発信月当たり平均利用回数</u>
--

別表第8 (第19条関係) 法第33条第12項の総務省令で定める事項の記録

機能の利用回数等		
項目名	数値	単位
1呼当たり信号数 総信号数 リルーテーション指示に係る網保留時間 <u>課金秒数送出機能信号数</u>		信号/通信 億信号/年 秒/通信 <u>信号/通信</u>



リダイレクション網使用機能 (中継交換機接続型) 接続処理時間 リダイレクション網使用機能 (加入者交換機接続型) 接続処理時間		リダイレクション網使用機能 (網内型) 接続処理時間 リダイレクション網使用機能 (中継交換機接続型) 接続処理時間 リダイレクション網使用機能 (加入者交換機接続型) 接続処理時間 <u>PHS端末発信回数</u> <u>PHS端末発信平均保留時間</u> <u>PHS端末発信月当たり平均利用回数</u> <u>PHS接続固定電話発信回数</u> <u>PHS接続固定電話発信平均保留時間</u> <u>PHS接続固定電話発信月当たり平均利用回数</u>		秒/通信 秒/通信 秒/通信 秒/通信 通信/月 信号/通信 秒/通信 通信/月
---	--	---	--	---

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">平成二十七年十一月十日付諮問第三〇七七号による改正案</p>
<p style="text-align: center;">1 ～ 10 <b>（削除）</b></p> <p style="text-align: center;">附 則</p>	<p style="text-align: center;">1 ～ 10 <b>（略）</b></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>11] 事業者は、第四条の表一の項（基地局設備用端末回線伝送機能に限る。）の機能の接続料を変更する場合には、その<b>原価及び利潤</b>は第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の<b>原価及び利潤</b>（基地局設備との間を伝送する設備との接続に関するものに限り、専らアナログ信号の伝送に用いられる設備との接続に関するものを除く。次項において同じ。）の全部又は一部を加算して算定することができる。</p> <p>12] 前項の加算は、平成三十一年三月三十一日までの間、次の要件を確保するものでなければならない。</p> <p>一 平成二十年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの（き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）との接続に関する接続料の原価の三分の二を超えない額（第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、その十五分の七を超えない額）を加算するものであること。</p>

二 平成二十一年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、その五分の二を超えない額を加算するものであること。

三 平成二十二年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、その五分の一を超えない額を加算するものであること。

四 平成二十三年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、加算しないものであること。

五 平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔収容装置設置局又は局設置遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するもの及び局設置簡易遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤については、加算しないものであること。

11) 附則第八項第四号から第七号まで及び附則第十項第二号から第五号までのき線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するもの並びに附則第八項第八号及び附則第十項第六号のき線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔収容装置設置局又は局設置遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するもの及び局設置簡易遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものについては、現に事業者が設置する局設置遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置されているものに限る。

12) 事業者は、法第三十三条第五項の機能に係る接続料の変更に際し、同項の機能（新規則第四条の表二の項（加入者交換機能のうち同表備考二のイ及びロの機能、信号制御交換機能並びに優先接続機能を除く。）、四の項、五の項、六の項（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能を除く。）及び八の項に限る。）に係る通信量等については、平成三十一年三月三十一日までの間、新規則第十九条の規定により記録された通信量等に代えて、当該変更が適用される年度の前年度の下半期と当該変更が適用される年度の上半期の通信量等の合算値を用いることができる。

13) (略)

14) 前項の予測値を用いる場合には、事業者は、前項の予測値を得るために必要な各月の通信量等を記録しておかなければならない。ただしこの項で定めるところにより通信量等を記録することができるまでの間は、これらに代えて、事業者が現に記録している通信量等を用いることとする。

15) 17) (略)

13) 附則第八項第四号から第七号まで、附則第十項第二号から第五号まで及び前項第一号から第四号までのき線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するもの及び附則第八項第八号、附則第十項第六号及び前項第五号のき線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔収容装置設置局又は局設置遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するもの及び局設置簡易遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものについては、現に事業者が設置する局設置遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置されているものに限る。

14) 事業者は、法第三十三条第五項の機能に係る接続料の変更に際し、同項の機能（新規則第四条の表一の項（基地局設備用端末回線伝送機能に限る。）、二の項（加入者交換機能のうち同表備考二のイ及びロの機能、信号制御交換機能並びに優先接続機能を除く。）、四の項、五の項、六の項（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能を除く。）及び八の項に限る。）に係る通信量等については、平成三十一年三月三十一日までの間、新規則第十九条の規定により記録された通信量等に代えて、当該変更が適用される年度の前年度の下半期と当該変更が適用される年度の上半期の通信量等の合算値を用いることができる。

15) (略)

16) 前項の予測値を用いる場合には、事業者は、前項の予測値を得るために必要な各月の通信量等を記録しておかなければならない。ただし本項で定めるところにより通信量等を記録することができるまでの間は、これらに代えて、事業者が現に記録している通信量等を用いることとする。

17) 19) (略)

○第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号）の一部改正案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表第一 [第2条・第6条・第7条・第8条]

別表第一 [第2条・第6条・第7条・第8条]

勘定科目表  
資産

勘定科目表  
資産

科目	款 (原価部門)	項
1 電気通信事業 業固定資産	第一種指定設備管理部門	1 一般第一種指定設備 (略)
(1) 有形固定資産		2 特別第一種指定設備
		端末系伝送路 (電気信号の伝送に係るもの) 主配線盤 (電気信号の伝送に係るもの) 端末系伝送路 (光信号の伝送に係るもの) 主配線盤 (光信号の伝送に係るもの) 公衆電話設備
		端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)のうち、加入者交換機接続用伝送装置利用機能に係るもの) 端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備(主としてデータ伝送機能に係るもの) 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)のうち、ル

科目	款 (原価部門)	項
1 電気通信事業 業固定資産	第一種指定設備管理部門	1 一般第一種指定設備 (略)
(1) 有形固定資産		2 特別第一種指定設備
		端末系伝送路 (電気信号の伝送に係るもの) 主配線盤 (電気信号の伝送に係るもの) 端末系伝送路 (光信号の伝送に係るもの) 主配線盤 (光信号の伝送に係るもの) 公衆電話設備
		端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)のうち、加入者交換機接続用伝送装置利用機能に係るもの) 端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備(主としてデータ伝送機能に係るもの) 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)のうち、ル

		<p>ーデータ通信機能に係るもの)</p> <p>中継系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)</p> <p>中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)</p> <p>中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)のうち、ルーテイング伝送機能に係るもの)</p> <p>信号網設備</p> <p>番号案内データベース及び番号案内設備</p> <p>折返し通信路設定機能に係る設備</p> <p>専用加入者線装置モジュール</p> <p>専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの</p> <p>専用線ノード装置</p> <p>専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路</p> <p>専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路</p> <p>(何)</p> <p>建物</p> <p>土地</p> <p>構築物</p> <p>機械及び装置</p> <p>車両及び船舶</p> <p>工具、器具及び備品</p> <p>休止設備</p> <p>建設仮勘定</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
(2) 無形固定資産	(略)	(略)
(3) 投資その他の資産	(略)	(略)
2 繰延資産	(略)	(略)

		<p>ーデータ通信機能に係るもの)</p> <p>中継系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)</p> <p>中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)</p> <p>中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)のうち、ルーテイング伝送機能に係るもの)</p> <p>信号網設備</p> <p>番号案内データベース及び番号案内設備</p> <p><u>手動交換設備</u></p> <p>折返し通信路設定機能に係る設備</p> <p>専用加入者線装置モジュール</p> <p>専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの</p> <p>専用線ノード装置</p> <p>専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路</p> <p>専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路</p> <p><u>呼関連データベース</u></p> <p>(何)</p> <p>建物</p> <p>土地</p> <p>構築物</p> <p>機械及び装置</p> <p>車両及び船舶</p> <p>工具、器具及び備品</p> <p>休止設備</p> <p>建設仮勘定</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
(2) 無形固定資産	(略)	(略)
(3) 投資その他の資産	(略)	(略)
2 繰延資産	(略)	(略)

費用  
營業費用

科目	款 (原価部門)	項
營業費	(略)	(略)
運用費	第一種指定設備管理部門	番号案内
	第一種指定設備利用部門	(略)
施設保全費	(略)	(略)
共通費	(略)	(略)
管理費	(略)	(略)
試験研究費及び 研究費償却	(略)	(略)
減価償却費	(略)	(略)
固定資産除去費	(略)	(略)
通信設備使用料	(略)	(略)
租税公課	(略)	(略)
振替網使用料	(略)	(略)

費用  
營業費用

科目	款 (原価部門)	項
營業費	(略)	(略)
運用費	第一種指定設備管理部門	番号案内
	第一種指定設備利用部門	<u>手動接続通話</u>
施設保全費	(略)	(略)
共通費	(略)	(略)
管理費	(略)	(略)
試験研究費及び 研究費償却	(略)	(略)
減価償却費	(略)	(略)
固定資産除去費	(略)	(略)
通信設備使用料	(略)	(略)
租税公課	(略)	(略)
振替網使用料	(略)	(略)













通信設備使用料	該当する設備区分比
租税公課	正味固定資産額比
2 試験研究費及び研究費償却については、次の基準により第一種指定設備管理部門及び第一種指定設備利用部門において物理的に管理可能な資産の区分に帰属させる。	占有面積比
インフラ系応用技術 (通信用建物)	仕様電力値比
インフラ系応用技術 (通信用電力)	設備区分の当年度取得固定資産価額比
インフラ系応用技術 (電気通信設備)	設備の当年度取得固定資産価額比
3 第8条第2項に規定する基準は、原則として次のとおりとする。	
支授設備	仕様電力値比
電力設備	故障件数比
試験受付	監視対応件数比
監視設備	
全般管理	
共通	
資材 (販売用のものを除く。)	当年度取得固定資産価額比
保管、荷役、輸配送	当年度取得固定資産価額比
資材共通	
研修 (サービス関連のものを除く。)	関連部門の稼働人員数比
設備	稼働人員数比
共通	稼働人員数比
医療 (職員の健康管理に関するもの)	
一般共通	支出額比
経理 (仕訳レコード数により設備関連のものを抽出)	
総務、厚生、人事等	支出額比
管理 (サービス関連部門を除く。)	
ネットワーク関連	取得固定資産価額比
一般管理 (電気通信設備の管理運営に関連するもの)	支出額比
4 この表に掲げた項目に計上すべき金額がない場合は、当該項目を省略した様式により作成することができる。	



通信設備使用料	該当する設備区分比
租税公課	正味固定資産額比
2 試験研究費及び研究費償却については、次の基準により第一種指定設備管理部門及び第一種指定設備利用部門において物理的に管理可能な資産の区分に帰属させる。	占有面積比
インターネット系応用技術 (通信用建物)	仕稼電力値比
インターネット系応用技術 (通信用電力)	設備区分の当年度取得固定資産価額比
インターネット系応用技術 (電気通信設備)	設備の当年度取得固定資産価額比
インターネット系基礎技術	
3 第8条第2項に規定する基準は、原則として次のとおりとする。	
支授設備	仕稼電力値比
電力設備	故障件数比
試験受付	監視対応件数比
監視設備	
全般管理	
共通	
資材 (販売用のものを除く。)	
保管、荷役、輸配送	当年度取得固定資産価額比
資材共通	当年度取得固定資産価額比
研修 (サービス関連のものを除く。)	関連部門の稼働人員数比
設備	稼働人員数比
共通	稼働人員数比
医療 (職員の健康管理に関するもの)	
一般共通	支出額比
経理 (仕訳レコード数により設備関連のものを抽出)	
総務、厚生、人事等	支出額比
管理 (サービス関連部門を除く。)	
ネットワーク関連	取得固定資産価額比
一般管理 (電気通信設備の管理運営に関連するもの)	支出額比
4 この表に掲げた項目に計上すべき金額がない場合は、当該項目を省略した様式により作成することができる。	

## 附 則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る接続会計財務諸表及び接続会計報告書等について適用する。

○平成十三年総務省告示第二百四十三号（電気通信事業法第三十二条第一項の規定に基づく指定に関する件）の一部改正案  
新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>次に掲げる電気通信設備であつて、別表の上欄に掲げる単位指定区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの 一～五（略）</p> <p>六 電気通信番号の案内に用いられる番号案内データベース</p> <p><b>（削除）</b></p> <p>七 公衆電話機及びこれに付随する設備</p> <p>八 電気通信番号の案内に用いられる交換機（第二項に掲げるものを除く）、案内台装置及び伝送路設備（第一項又は第三項に掲げるものを除く。）</p> <p>九（略）</p>	<p>次に掲げる電気通信設備であつて、別表の上欄に掲げる単位指定区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの 一～五（略）</p> <p>六 電気通信番号の案内に用いられる番号案内データベース、<u>サービス制御局及びサービス制御統括局</u></p> <p>七 <u>PHSの役務を提供する電気通信事業者との接続に用いるPHS加入者モジュール並びに端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局及びサービス制御統括局</u></p> <p>八 公衆電話機及びこれに付随する設備</p> <p>九 電気通信番号の案内<u>又は手動による通信</u>に用いられる交換機（第二項に掲げるものを除く）、案内台装置及び伝送路設備（第一項又は第三項に掲げるものを除く。）</p> <p>十（略）</p>